# 36 吉野・仁淀川広域流域

# 安芸地域森林計画書

(安芸森林計画区)

自 令和 5年4月 1日

計画期間

至 令和15年3月31日



高 知 県

# 担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

# 1 担当者の職名及び氏名

林業振興・環境部 森づくり推進課

課			長	大	黒		学
課	長	補	佐	遠	山	寿	起
	補佐兼チ 画・森村		管理推進担当)	工	藤	俊	哉
主			幹	山	本		仁
主			幹	三	平	祐	樹
主			幹	中	越	あり	ゆみ
主			幹	有	光	麻	子
主			査	森	本	大	貴

# 2 樹立に従事した期間

令和4年4月~令和4年12月

目	次
	- 1八

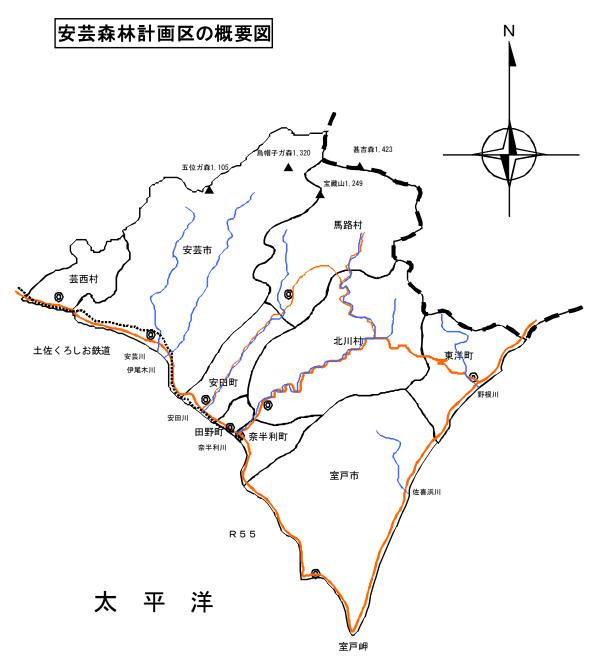
1 森林計画区の概況 (1) 自然的背景 (2) 社会経済的背景 (3) 森林・林業の概要 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 5 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 6  II 計画事項 9  第 1 計画の対象とする森林の区域 9  第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 10 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 10 (1) 森林の整備及び保全の目標(2) 森林の整備及び保全の目標(2) 森林の整備及び保全の基本方針 (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 2 その他必要な事項 12  第 3 森林の整布に関する事項 13 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く) 13 (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (3) その他必要な事項 14 (1) 人工造林に関する指針 (2) 天然更新に関する指針 (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 (4) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 (4) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 (3) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 (3) その他必要な事項 17 (4) 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 17 (5) 保育の標準的な方法に関する指針 (6) 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 18 (7) 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 18	I	計画(	の大綱	• • •	• • •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	1
(2) 社会経済的背景 (3) 森林・林業の概要 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 5 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 6  II 計画事項 9 第1 計画の対象とする森林の区域 9 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 10 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 10 (1) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 10 (1) 森林の整備とび保全の目標 12 第3 森林の整備に関する事項 12 第3 森林の整備に関する事項 13 1 森林の変体に関する事項 13 1 森林の空体で収録に関する事項 13 2 在の他必要な事項 14 (1) 立木の伐採(主伐) の標準的な方法に関する指針 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (3) その他必要な事項 14 (1) 人工造林に関する指針 (4) その他必要な事項 14 (1) 人工造林に関する指針 (5) 核裁に関する指針 (6) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な対験が成難な森林に関する指針 (4) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な対験及び間伐の標準的な方法に関する指針 (3) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な対験及び間伐の標準的な方法に関する指針 (3) その他必要な事項 17 (1) の接触別施業森林等の整備に関する事項 18		1 ₹	森林計画区(	の概況		• •	•	• •		•		•		•		•	•	•	•	1
(3) 森林・林業の概要 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 5 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 6  II 計画事項 9 第1 計画の対象とする森林の区域 9 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 10 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 10 (1) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の目標 (2) 森林の整備及び保全の基本方針 (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 2 その他必要な事項 12 第3 森林の整備に関する事項 13 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く) 13 (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (2) 元の標準伐期齢に関する指針 (3) その他必要な事項 14 (1) 人工造林に関する指針 (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 (4) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な対路に関する指針 (4) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な本齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 (2) 保育の標準的な方法に関する指針 (3) その他必要な事項 17 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 (3) その他必要な事項 17 (1) 間後を実施すべき標準的な本齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 (2) 保育の標準的な方法に関する指針 (3) その他必要な事項 18		(1)	自然的背景	景																
2 前計画の実行結果の概要及びその評価       5         3 計画樹立に当たっての基本的な考え方       6         II 計画事項       9         第1 計画の対象とする森林の区域       9         第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項       10         1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項       10         (1) 森林の整備及び保全の目標       (2) 森林の整備及び保全の目標         (2) 森林の整備及び保全の基本方針       (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等         2 その他必要な事項       12         第3 森林の整備に関する事項       13         1 森林の立体的の技術に関する事項 (間代に関する指針       13         (1) 立木の代線(主候) の標準的な方法に関する指針       14         (2) 立木の標準後期齢に関する指針       14         (3) その他必要な事項       14         (1) 人工造林に関する事項       17         (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針       17         (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針       17         (2) 保育の標準的な方法に関する指針       18         (3) その他必要な事項       18         4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項       18         (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における       18		(2)	社会経済的	的背景																
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方       6         II 計画事項       9         第1 計画の対象とする森林の区域       9         第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項       10         1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項       10         (1) 森林の整備及び保全の目標       (2) 森林の整備及び保全の基本方針         (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等       12         第3 森林の整備に関する事項       13         1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く)       13         (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針       (3) その他必要な事項         2 造林に関する事項       14         (1) 人工造林に関する指針       (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針         (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針       (4) その他必要な事項         (4) その他必要な事項       17         (1) 間伐を実施すべき標準的な大能に関する指針       (3) その他必要な事項         4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項       18         (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における		(3)	森林・林	業の概要																
## 計画事項		2	前計画の実行	行結果の	概要及	びその	つ評値	西	•	•		•		•		•	•	•	•	5
<ul> <li>第 1 計画の対象とする森林の区域</li> <li>9</li> <li>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</li> <li>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</li> <li>(1)森林の整備及び保全の目標</li> <li>(2)森林の整備及び保全の基本方針</li> <li>(3)計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</li> <li>2 その他必要な事項</li> <li>1 森林の整備に関する事項</li> <li>1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)</li> <li>(1)立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針</li> <li>(2)立木の標準伐期齢に関する指針</li> <li>(3)その他必要な事項</li> <li>2 造林に関する事項</li> <li>1 4</li> <li>(1)人工造林に関する指針</li> <li>(2) 天然更新に関する指針</li> <li>(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>3 間伐及び保育に関する事項</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>3 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>1 7</li> <li>(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</li> <li>(2)保育の標準的な方法に関する指針</li> <li>(3)その他必要な事項</li> <li>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における</li> </ul>		3	計画樹立に	当たって	の基本に	的なも	きええ	方	•	•		•		•		•	•	•	•	6
<ul> <li>第 1 計画の対象とする森林の区域</li> <li>9</li> <li>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</li> <li>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</li> <li>(1)森林の整備及び保全の目標</li> <li>(2)森林の整備及び保全の基本方針</li> <li>(3)計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</li> <li>2 その他必要な事項</li> <li>1 森林の整備に関する事項</li> <li>1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)</li> <li>(1)立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針</li> <li>(2)立木の標準伐期齢に関する指針</li> <li>(3)その他必要な事項</li> <li>2 造林に関する事項</li> <li>1 4</li> <li>(1)人工造林に関する指針</li> <li>(2) 天然更新に関する指針</li> <li>(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>3 間伐及び保育に関する事項</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>3 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>1 7</li> <li>(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</li> <li>(2)保育の標準的な方法に関する指針</li> <li>(3)その他必要な事項</li> <li>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における</li> </ul>																				
<ul> <li>第 1 計画の対象とする森林の区域</li> <li>9</li> <li>第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</li> <li>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</li> <li>(1)森林の整備及び保全の目標</li> <li>(2)森林の整備及び保全の基本方針</li> <li>(3)計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</li> <li>2 その他必要な事項</li> <li>1 森林の整備に関する事項</li> <li>1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)</li> <li>(1)立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針</li> <li>(2)立木の標準伐期齢に関する指針</li> <li>(3)その他必要な事項</li> <li>2 造林に関する事項</li> <li>1 4</li> <li>(1)人工造林に関する指針</li> <li>(2) 天然更新に関する指針</li> <li>(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>3 間伐及び保育に関する事項</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>3 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>1 7</li> <li>(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</li> <li>(2)保育の標準的な方法に関する指針</li> <li>(3)その他必要な事項</li> <li>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</li> <li>1 8</li> <li>(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における</li> </ul>																				
第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	Π	計画	事項 ・	• • • •	• • •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	9
第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項				S I. I																
<ul> <li>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	穿	51 計	画の対象と	する森林	木の区域	Ž.	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	9
<ul> <li>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	丛	<b>5</b> 0 7	大壮の畝歴	ひっぱね △	テ明ナ	ァ 甘っ	₩ <i>₼</i> ₩	7年1	古											1.0
基本的な事項	牙									77. 7	· 以 ( 口	• 	・ ・ ・	· i十	 z	•	•	•	•	1 0
(1)森林の整備及び保全の目標 (2)森林の整備及び保全の基本方針 (3)計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					の日保?	て Vノ11	<u>以</u> 林4	外り2至	全7用。	汉(	バ木	生(	一送	19	つ 					1.0
(2)森林の整備及び保全の基本方針 (3)計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 2 その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			_ ,		全の日:	画						·		•					·	1 0
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							:1-													
2 その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								见法。	トベ	キス	たお	·次》	百页	v <del>II</del>	能与	<u>'</u>				
第3 森林の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					判理し、	, //=-	ノ、1 <sup>5</sup>	木行;	, , .	₹ <b>5</b>	**147	更加	駅 U /	·1\\.	忠士	f .				1.0
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)・・・・ 13 (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (3) その他必要な事項 2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4 -	てい他必安が	よ事項						•	•	•		•		•	·	·	•	1 4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)・・・・ 13 (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (3) その他必要な事項 2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	爭	₹3 <i>₹</i>	な林の整備!	に関する	事項															1.3
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (3) その他必要な事項 2 造林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/1					る事巧	頁(『	間伐に	こ関	する	る事	項	シ除	<b>:</b> <	)					
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 (3) その他必要な事項 2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													_  /-	. 、,	,					
(3) その他必要な事項 2 造林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
<ul> <li>2 造林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		, ,			,	J 1,   P	•													
<ul> <li>(1)人工造林に関する指針</li> <li>(2)天然更新に関する指針</li> <li>(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</li> <li>(4)その他必要な事項</li> <li>3 間伐及び保育に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>																				1 4
<ul> <li>(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</li> <li>(4) その他必要な事項</li> <li>3 間伐及び保育に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>					指針															
<ul> <li>(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</li> <li>(4) その他必要な事項</li> <li>3 間伐及び保育に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		(2)	天然更新	に関する	指針															
<ul> <li>3 間伐及び保育に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>						な更新	折が固	<b>困難</b>	よ森	林(	こ関	する	る指	針						
<ul> <li>(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</li> <li>(2)保育の標準的な方法に関する指針</li> <li>(3)その他必要な事項</li> <li>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		(4)	その他必	要な事項																
関する指針 (2)保育の標準的な方法に関する指針 (3)その他必要な事項 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・ 18 (1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における		3	間伐及び保*	育に関す	る事項	•										•				1 7
関する指針 (2)保育の標準的な方法に関する指針 (3)その他必要な事項 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・ 18 (1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における		(1)	間伐を実力	施すべき	標準的	な林齢	冷及で	び間付	戈の	標達	售的	なえ	方法	こり						
(3) その他必要な事項 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ・・・・・・・・ 18 (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における																				
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ・・・・・・・・・ 18 (1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における		(2)	保育の標準	準的な方	法に関	する扌	旨針													
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における																				
		4 4	公益的機能	引施業森	林等の	整備に	こ関う	する事	事項			•		•		•				18
森林施業の方法に関する指針		(1)	公益的機能	能別施業	森林の	区域(	り基準	準及で	が当	該[	区域	には	おけ	る						
			森林施業の	の方法に	関する	指針														

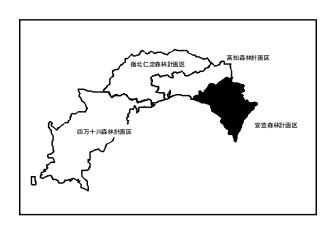
(2)	)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき
		森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
(3)	)	その他必要な事項
5	林	道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 ・・・・・・・・ 20
(1)	)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
(2	)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び
		作業システムの基本的な考え方
(3	)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
		(路網整備等推進区域) の基本的な考え方
(4)	)	路網の規格・構造についての基本的な考え方
(5)	)	林産物の搬出方法等についての基本的な考え方
(6)	)	その他必要な事項
6	委	託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化
	そ	の他森林施業の合理化に関する事項 ・・・・・・・・・・ 21
(1	)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林
		施業の共同化に関する方針
(2)	)	森林経営管理制度の活用に関する方針
(3)	)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
(4)	)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に
		関する方針
(5)	)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針
(6)	)	その他必要な事項
4	森	林の保全に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1	森	林の土地の保全に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・ 23
(1)	)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意
		すべき森林の地区
(2)	)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要
		のある森林及びその搬出方法
(3)	)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
(4)	)	その他必要な事項
2	保	安施設に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(1)	)	保安林の整備に関する指針
(2)	)	保安施設地区に関する指針
(3)	)	治山事業に関する事項
(4)	)	特定保安林の整備に関する事項
(5)	)	その他必要な事項
3	鳥	獣害の防止に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 24
(1	)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の
		防止の方法に関する指針

第

(2) その他必要な事項	
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 ・・・・・	2 4
(1)森林病害虫等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項・・	2 6
(1)保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第 6 計画量等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 ・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
2 間伐面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
3 人工造林及び天然更新別の造林面積 ・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
4 林道の開設及び拡張に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・	28
5 保安林整備及び治山事業に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の	
所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について	
実施すべき森林施業の方法及び時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
第7 その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林	0 0
の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
2 その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
(附)参考資料	
1 森林計画区の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
(1)市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
(1) 特定保安林の指定状況	
(2) 荒廃地等の面積	
(3)森林の被害	

3 材	は業の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
(1)	保有山林面積規模別経営体数
(2)	森林経営計画の認定状況
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況
(5)	林業事業体等の現況
(6)	林業労働力の概況
(7)	林業機械化の概況・高性能林業機械の導入状況
(8)	作業路網等の整備の概況
4 前	対期計画の実行状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積
(2)	間伐面積
(3)	人工造林・天然更新別面積
(4)	林道の開設及び拡張の数量
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積
5 林:	地の異動状況(森林計画の対象森林) ・・・・・・・・・・ 48
(1)	森林より森林以外への異動
(2)	森林以外より森林への異動
6 そ	の他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
(1)	持続的伐採可能量





	凡	例
山	岳	<b>A</b>
河	Ш	
鉄	道	,
道	路	
都道	府県界	
市町	村役場	0

#### I 計画の大綱

#### 1 森林計画区の概況

#### (1) 自然的背景

全国森林計画の吉野・仁淀川広域流域に属している本計画 区は、徳島県と境界を接する県東部に位置し、西部は高知森 林計画区の香南市、香美市の2市に接しています。

南・東部は室戸岬を最先端に全体として一つの岬を形成するとともに、海岸段丘が発達し、南国特有の明るい空と海に調和した森林は、室戸阿南海岸国定公園に指定されており、これらを含めた2市、4町、3村からなる地域です。

# ア地勢

北部は、徳島県境の甚吉森  $(1, 423 \,\mathrm{m})$  を筆頭に 1,  $200 \,\mathrm{m}$  400  $\mathrm{m}$  級の山岳が連なり、急峻な $\mathrm{V}$  字地形を形成し、南下するに従い緩地形を呈しています。

南部については、海岸線の延長が105kmに及び海岸段 丘地形を形成しています。また、奈半利川をはじめとする各 河川は、地域の電力、灌漑用水としての豊富な水資源を有し ています。さらに近年は、室戸岬沿岸で海洋深層水の利活用 も行われています。



(室戸岬周辺)



(安芸市駒背山ブナ林)

# イ 地 質

地質は、四万十帯に属し魚梁瀬ダム下流付近を通る安芸断層により北側の中生代白亜紀の四万十川 層群と南側の新生代古第三紀の室戸半島層群を主とする地層に大別されます。基岩は単調で、各層とも砂岩、泥岩及び砂岩と泥岩の互層が主体です。なお、室戸半島層群の室戸層は、砂岩と泥岩の互層が主体であり、一部に礫岩が狭在し、脆弱で崩壊しやすい特徴を有しています。

#### ウ森林土壌

森林立地区分上、海岸部は東部海岸低山地に、山岳部は東部山地に区分されます。土壌は、褐色森 林土を主体とし限られた区域に赤黄色土、黒色土等の土壌群が分布しています。褐色森林土は 適潤性褐色森林土壌が最も多く、乾性褐色森林土壌がこれに次いでいます。

#### 工気候

気候は、太平洋型気候で黒潮の影響を受けて一般に温暖です。南部と北部で若干差はあるものの年平均気温17.4%、年平均降水量3,257mmと温暖多雨で林木をはじめ植物の生育に適した条件を備えています。

#### (2) 社会経済的背景

#### アー土地利用の現況

本計画区の総面積は 112,847haで、本計画区の総面積は112,847haで、県土の総面積710,288haの16%を占めています。その土地利用の状況は次のとおりとなっています。

区	分	安芸計画区		高 知 県		
		面積 (ha)	比率 (%)	面積(ha)	比率 (%)	
森	民有林	69,939	6 2	467,925	6 6	
	国有林	30,422	2 7	126,030	1 8	
林	小 計	100,361	8 9	5 9 4, 7 2 6	8 4	
農	地	3,027	3	27,038	4	
そ	の他	9,463	8	8 9, 2 9 5	1 2	
合	計	112,847	1 0 0	710,288	1 0 0	

- 注) 1 総土地面積は、令和4年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)
  - 2 耕地面積は農林水産統計年報(平成30~令和元年)。
  - 3 森林面積は、令和4年度高知県林業振興・環境部、令和3年度末四国森林管理局資料。

#### イ交通

本計画区の交通網は、徳島市から高知市へ海岸線を走る国道55号のほか国道493号と3本の主要地方道等から成る道路網に加えて、広域的な道路ネットワークとして、高知東部自動車道及び阿南安芸自動車道の整備が進められており、一部区間が開通しています。また、港湾においては甲浦港を始めとする4つの主要地方港湾があります。

さらに、1992年の海部甲浦間の開業以来待ち望まれていた、阿佐線の一部、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線が2002年7月に開通し、地域の社会経済上重要な役割を果たしています。

#### ウ 人口の動態

本計画区内の人口は 43,666人で県総人口 691,527人の約6%を占めています(令和 2年国勢調査)。5年前と比較すると 5,247人の減少ですべての市町村で減少しています。

#### エ 産業の動向

本計画区内の産業の概要を総生産額と就業者数でみると次のとおりで、県平均に比較して第1次 産業の比重が高く、第3次産業のウエイトが低くなっています。

安芸計画区

区分		総生産額	比率	就業者数	比率
	ガ	(百万円)	(%)	(人)	(%)
	農業	11, 146	7%	4, 754	22%
1次産業	林業	1, 275	1%	276	1%
1	水産業	4, 660	3%	788	4%
	小計	17, 081	11%	5, 818	27%
2 次	産業	38, 292	25%	3, 190	15%
3次産業		99, 776	64%	12, 367	58%
合	計	155, 149		21, 375	

注) 1. 総生産額 令和元年度市町村経済統計。 合計欄は、輸入税、帰属利子等を除く。

#### 高知県

区分		総生産額	比率	就業者数	比率
	T	(百万円)	(%)	(人)	(%)
	農業	61, 060	3%	28, 867	11%
1 % 立光	林業	9, 066	0%	2, 590	1%
1次産業	水産業	17, 492	1%	3, 344	1%
	小計	87, 618	4%	34, 801	13%
2 次	産業	369, 282	16%	58, 334	19%
3次産業		1, 862, 520	80%	251, 569	68%
合	計	2, 319, 420		344, 704	
		,			

### 2. 就業者数 令和2年国勢調査 合計欄は、分類不能の産業を除く。

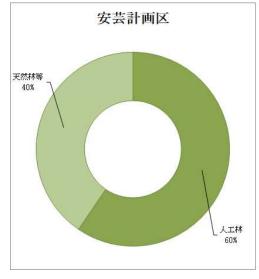
#### (3) 森林・林業の概要

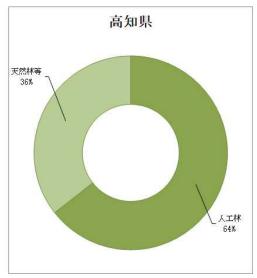
#### ア 地域森林計画対象森林の概要

本計画区の森林面積は、100,361haであり、その内訳は、国有林が30,422ha、本計画の対象森林である民有林が69,939haとなっています。

民有林のうちスギ・ヒノキを主体とする人工林の面積は、41,216ha(人工林率約60%)で、 県平均の人工林率約64%を若干下回っています。

また、人工林の中に占めるヒノキの割合は54%、スギの割合が44%となっており、県平均と ほぼ同じ状況となっています。





安芸計画区

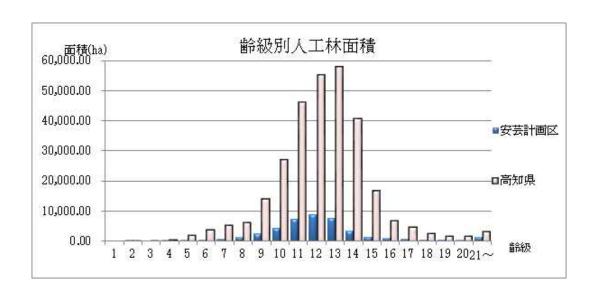
区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	18,099	44%
ヒノキ	22,316	54%
マツ	668	2%
その他	132	0%
人工林計	41,216	100%

高知県

	1017/07/1	
区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	122,960	41%
ヒノキ	165,926	56%
マツ	5,562	2%
その他	2,550	1%
人工林計	296,998	100%

人工林の針葉樹の単位面積当たりの蓄積と8齢級以上の面積は県平均とほぼ同じで、本計画区に おいても成熟した森林資源を活用する時期を迎えています。

区分	安芸計画区	高知県	
	ha当たりの 蓄積(m3)	ha当たりの 蓄積(m3)	
人工林(針葉樹)	512	515	
天然林	126	133	



安芸計画区

区分	面積(ha)	比率
7齢級以下	1,161	3%
8齢級以上	40,054	97%
人工林計	41,215	100%

高知県

区分	面積(ha)	比率(%)
7齢級以下	12,114	4%
8齢級以上	284,884	96%
人工林計	296,998	100%

#### イ 森林組合の概要

本計画区の森林組合は3組合で、組合員所有森林面積15,387ha(県平均)以上が2組合、 払込済出資金90,074千円(県平均)以上が2組合、常勤職員12人(県平均)以上が1組合、 作業員数27人(県平均)以上が1組合となっています。

事業は、国有林事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの水源林造成事業、 森林整備公社事業等への依存度が高く、資源の成熟化に伴い、森林整備部門から林産事業を中心と した販売部門への移行が進んでいます。

また、今後、森林組合が引き続き地域林業の担い手となっていくためには、集約化・合意形成に取組み森林経営計画の作成及び着実な実行を最優先の業務とすることが求められます。

#### ウ 木材の生産・流通・加工の概要

計画区の林産業は、国有林の天然資源に立脚してきましたが、その資源の枯渇により民有林材主体の生産体制への転換が求められています。

素材生産活動は計画区内でバラツキがありますが、全体では 素材生産事業体数は9、素材生産量は67千m³(民有林42 千m3)となっています。



(高知県森林組合連合会奈半利共販所

原木市場は、県森連の共販所が1箇所あり、年間53千m³を取り扱っています。 製材工場は8工場あり、製材用素材入荷量は7千m³(内国産材7千m³)、製材品出荷量は4千m3(内建築用材3千m3)となっています。

#### 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

各項目の、前計画前期5年間の実行結果の概要と評価は次のとおりです。

#### (1) 伐採立木材積

計画は、主伐 265 千 $m^3$ 、間伐 512 千 $m^3$ で、それに対し実行は、主伐 189 千 $m^3$ (71%)、間伐 390 千 $m^3$ (76%)でした。今後、木材自給率の向上を目指すためにも、森林の公益的機能の発揮を保ちつつ木材生産性の向上と原木の増産が必要となります。

#### (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林の計画は251 ha で、その実行は45 ha (18%) でした。また、天然更新の計画は243 ha で、その実行は325 ha (134%) でした。人工造林の計画において実行が下回ったのは、増え続けるニホンジカによる被害等が影響しているものと考えられます。

#### (3) 林道の開設又は拡張

開設延長の計画が93kmであったのに対し、実行は3km(3%)でした。

また、拡張箇所は、計画の38kmに対し実行5km(13%)でした。

開設の実行が低迷した理由としては、急峻な地形を要因とする開設単価の抑制難のため、十分な林道の延伸には至っていないことが考えられます。費用対効果や優先順位等を考慮し、過大な計画にならないようにする必要があります。

#### (4) 保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備

#### ア 保安林の指定又は解除

水源かん養保安林の指定計画が 145 ha に対し、実行は 474 ha (327%) でした。また、土砂流出防備保安林の指定計画が 445 ha に対し、実行は 806 ha (181%) でした。潮害防備保安林の指定計画はありませんでしたが、0.05 ha を指定しました。

解除の計画はありませんでしたが、水源かん養保安林で0.1 ha、土砂流出防備保安林で0.9 ha、潮害防備保安林で2.6 ha、保健保安林で0.02 ha を解除しました。これは、公益性の理由により、最小限の解除を行ったもので、保安林機能の低下を招かないよう配慮されています。

#### イ 治山事業

渓間工、山腹工等40の計画に対し実行が35 (88%) でした。今後も地域住民の安全と森林の保全に寄与するよう事業を推進します。

#### ウ 要整備森林の整備

該当ありません。

#### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区の森林資源は、戦後の積極的な拡大造林の結果、民有林の60%に相当する41,215haの人工林が造成されました。その齢級構成は、8齢級以上の林分が97%を占めており、資源として本格的な利用が可能となっています。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととします。また、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおりとします。

#### (1) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその 適切な管理を推進することを基本とします。

#### (2) 山地災害防止機能/土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固

定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

#### (3) 快適環境形成機能

地域に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために 有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する こととします。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

#### (4) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、自然条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

#### (5) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

## (6) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

#### (7) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る 森林として整備を推進することとします。

具体的には、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

### Ⅱ 計画事項

#### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積 単位 面積:ha

	区分	面積	備考
	総数	69, 938. 95	
市	室戸市	20, 530. 54	
町村別	安芸市	21, 913. 34	
別	東洋町	5, 402. 91	
内訳	奈半利町	1, 494. 66	
H/ \	田野町	299. 38	
	安田町	3, 955. 87	
	北川村	9, 337. 54	
	馬路村	4, 074. 16	
	芸西村	2, 930. 55	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。
  - 2 本計画の対象森林は、次の(1)~(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。
    - (1) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可
    - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
    - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
  - 3 森林計画図の閲覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県安芸林業事務所です。

#### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

#### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵 抗性が高い森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

#### 才 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要 に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

#### 力 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は第1表のとおりとします。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

	る機能ことの無外登順及の休生の基本方式
森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
アー水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進
	しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地 については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地 水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することと
	します。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林 の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
イ 山地災害防止	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊 その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を
機能/土壌保全機	図る森林として整備及び保全を推進することとします。
能	具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。
	集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が 十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や
	山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
ウ 快適環境形成 機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林 及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森
/	林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のた
	めに有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を
	推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果た
	している海岸林等の保全を推進することとします。
エ 保健・レクリ	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等 の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機
エーション機能	能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。
	具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ 広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。
	また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
才 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及
	び保全を推進することとします。
	具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
	また、風致の保存のための保女体の指定やその適切な管理を推進することとします。 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このこ
	とを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適
全機能	度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した 様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとし
	様々な生育技階や側性から構成される緑体がハブンス良く配直されていることを目指すものとします。
	とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特
	有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物 多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回
	廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
キ 木材等生産機	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を 図る森林として整備を推進することとします。
能	具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性 を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を
	推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽に
	よる確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する ことを基本とします。
注1: 森林の有す	る多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効

- 注1: 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
  - 2: これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては 二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

#### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積:ha

	区 分	現 況	計画期末
	育成単層林	41, 371	41,051
面積	育成複層林	6 0	3 8 0
	天然生林	28, 507	28, 507
森林	木蓄積 m³∕ha	180	2 0 8

- (注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林については、以下のとおりです。
  - 1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人 為注1 により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
  - 2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
  - 3天然生林は、主として天然力<sup>注3</sup>を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然 更新によるシイ・カシ・マツ類等からなる森林。なお、未立木地、竹林等を含む。
    - 注1「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助 (天然下種更新のための地表かき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。
    - 注2「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
    - 注3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

#### 2 その他必要な事項

該当ありません。



#### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項除く。)

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう配慮することとします。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流 周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯 を設置することとします。

なお、立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採(主伐) を行う際の規範として定められるものです。

また、立木の伐採に起因する土砂の流出等を未然に防止する観点から、伐採の計画及び実行にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた適切な立木の伐採方法を定めることを基本とします。

#### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

#### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、 単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、 一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林に よる場合にあっては40%以下)で実施するものとする。

#### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下記のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

地 区		<b>1</b>	尌		重	
	スギ	ヒノキ	マッ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年	10年	15年
				(20年)		

注)その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

# (3) その他必要な事項

該当ありません。

#### 2 造林に関する事項

#### (1) 人工造林に関する指針

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとします。

人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れたものの導入や少花粉等の花粉源対策に資する苗木等の採用に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規 範として定められます。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとし、標準的な方法については、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとします。

地拵えは、全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、 尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮するものとします。

植え付け方法は、気候その他の自然条件、既往の植え付け方法等を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

また、人工造林の標準的な方法(樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。)は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

樹種	仕立ての方法	植栽本数(本/ha)
	疎 仕 立 て	2, 000
スギ・ヒノキ	中仕立て	3, 000
	密仕立て	4, 500
広葉樹	_	2, 000
その他針葉樹	疎 仕 立 て	1, 000~2, 000

注) その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため植林によらなければ確実な更新が困難な森林 及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合、皆伐によるものは、伐採が終了した日を 含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。また、択伐による伐採に 係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年 度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を目安として定めるものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規 範として定められます。

#### (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の 自然条件等から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとしま す。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類等を主体とします。なお、クヌギ、ナラ類等 についてはぼう芽更新が可能です。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の期待成立本数は6,000本/ha、天然更新すべき立木の本数は1,800本/haとします。

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。

また、以下のような早期の更新が特に期待できない森林等については、更新補助作業又は植栽により更新を確保することとします。

- ・種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌

条件、周囲の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとします。

更新状況の確認については、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

なお、この指針に基づき市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範を定めるものと します。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保するため、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を定めるものとします。ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

#### (4) その他必要な事項

該当ありません。

#### 【参考】コウヨウザン

早生樹であるコウョウザンの生育適地における指針は、各項注意書きによるほか「コウョウザンに 関する技術指針(暫定版)(高知県林業振興・環境部 令和3年3月)」による。

#### 3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、下表に示す内容を基本とします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において 間伐を行う際の規範として定められます。

樹種	施業	(体系	Š	植栽本数	, , ,	を実がな林齢	を をすべ (年)	,.	標準的な方法
	7.02	~11//		(本/ha)	初回	2回	3回	4回	2.7 1.4 3.7 L
	_	般	材	3, 000	1 5	2 0	_	_	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国 地方林分密度管理図を利用します。
スギ	中	径	材	3, 000	1 5	2 0	3 0	_	標準地調査により 1 ha あたりの現存本数、上層木 の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応す
	大	径	材	3,000	1 5	2 0	3 0	5 5	る伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残 存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木
ヒ	_	般	材	3, 000	2 0	3 0	_	_	します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率 が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の
ノキ	中	径	材	3, 000	2 0	3 0	4 0	_	初日から起算しておおむね5年後において、その森林 の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実
	大	径	材	3,000	2 0	3 0	4 0	5 5	であると認められる範囲内で定めるものとする。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の
マッ		般	材	3,000	2 0	2 5	3 5		樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8 とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔をおいて、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。 1 回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、 3 残 1 伐~ 2 残 1 伐による本数間伐率 2 5~ 3 3%とします。また、伐採列 1 列あたりの幅は、標準地調査による 1 ha あたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね 2 倍以内とすることを標準とします。

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育方法を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められます。

保育の種類	樹	種	実 施 年 齢 ・ 回 数	備	考
下刈り	ス	Ħ	1年生~7年生まで必要に応じて実施	5 ~	8月
つる切り	ヒノ	/キ	5年生~12年生の間に1、2回必要に応じて実施		
除 伐	マ	ツ	10年生~18年生の間に1、2回必要に応じて実施		

# (3) その他必要な事項

該当ありません。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 公益的機能別施業森林に関する指針は、下記のとおりとします。なお、個々の森林において発揮 が求められる機能が複数ある場合、公益的機能別施業森林の区域が重複することも認められます。 その際、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

#### ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に対して区域を設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、下記に該当する森林について区域を設定します。

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定 地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある 森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林

- b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火 保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気 象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林
- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計 画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場 ・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体と なり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林

#### イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。具体的には皆伐による面積の規模を縮小するものとします。また、主伐は標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進することとします。

具体的には、複層林施業を基本とし、各機能森林について、特に公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべきと判断される森林については、択伐による複層林施業を推進するものとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業をすべき森林とします。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能である場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内 における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定をするとともに、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

なお、設定を行う区域内において(1)の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

#### イ 施業の方法に関する指針

植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等については、3の「(1)間伐を実施すべき標準的な林齢 及び間伐の標準的な方法に関する指針」に示した表のとおりとします。

# (3) その他必要な事項

該当ありません。

#### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなります。

林道等路網の開設及び改良については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的にかつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、路網の選択及び組み合わせを行うものとします。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせることにより低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森 林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進するものとします。

#### ○基幹路網の現状

	区分	路線数	延長(km)
基幹路網		120	329
	うち林業専用道	2	4

# (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた「路網密度の水準」は、 下表のとおりです。作業システムについては、「路網密度の水準」を踏まえた路網と高性能林業機 械を組み合わせることにより効率化及び低コスト化を目指すものとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度

単位	路網密度:m/	ĺhε
----	---------	-----

区分	作業システム	路網密度			
<u>运</u> 为	日来シハノム		基幹路線		
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上		
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上		
中傾斜地(15 / 50 )	架線系作業システム	25以上	25以上		
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上		
恐惧群地(30 / 25)	架線系作業システム	15以上	15以上		
急峻地 (35°~ )	架線系作業システム	5以上	5以上		

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方 効率的な木材生産を期待できる地域で、地形・地質に配慮しながら、林道、森林作業道等の路網 を整備し、施業集約化と併せた低コスト森林施業に取り組みます。
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)、森林作業道作設指針(平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき県が作成する指針を基本とします。

#### (5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の伐採に伴う集材路の作設に起因する土砂の流出等を未然に防ぐ観点から、集材路の整備にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について(令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた適切な搬出方法を定めることを基本とします。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当ありません。
- (6) その他必要な事項 該当ありません。
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する 事項
- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業 事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供 や助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森 林経営の委託の促進等を進めるものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進を行うものとします。

#### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事するものの養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進します。また、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図るものとします。

これらと合わせ、森林組合等の経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導を促進することに努めます。

#### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下記の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下記の表に適合しない場合にあっては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

傾 斜	伐木	造材	集材
0~20°	チェーンソー	プロセッサ	車両系 ※フォワーダ ※トラック
2 0~3 0°	チェーンソー	プロセッサ	直引 ランニングスカイライン
30°以上	チェーンソー	プロセッサ	架線系 ※H型集材など

#### (5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

現在の流通の複雑な仕組みを情報技術の活用や、事業体間の連携等により、可能な限り簡素化し、 素材生産から加工・流通に至る全ての分野でのコストを下げ、競争力の向上を図っていきます。

また、木材製品の信頼を確保し、多様な需要者ニーズに対応するため、乾燥を進めるとともに、 JAS等品質・性能を保証する供給体制の整備を進めます。

さらに、需要者のニーズに即応した合理的な供給システムを構築していくため、共同化による規模拡大や効率化の取組を推進するとともに、生産と消費を結ぶ体制の整備を促進します。

# (6) その他必要な事項

該当ありません。

#### 第4 森林の保全に関する事項

#### 1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 該当ありません。
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当ありません。
- (3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じ必要最小限の規模にとどめることとします。

また、森林の持つ災害防止等の機能を維持するために、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設ける等十分な土地の保全に留意することとします。

太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用に併せて、地域住民の理解を得る取組の実施に配慮することとします。

(4) その他必要な事項 該当ありません。

#### 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する指針

保安林については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とし、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する指針

保安林の配備を計画的に推進することで、健全な森林資源の維持造成を図る方針であり、保安施 設地区設定の計画はありません。

(3) 治山事業の実施に関する事項

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを 勘案し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする 荒廃地等を対象として、保安林の整備、渓間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全を計画 的に推進します。

また、流域治水の取組との連携、流木災害リスクを軽減させる施策、津波に対する多重防御の一つとして

の海岸防災林の整備に関する施策についても併せて推進します。

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものをその対象とします。したがって、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適当な森林、例えば治山事業の対象地等は、その対象としません。

#### (5) その他必要な事項

保安林制度に対する認識不足等により林地の転用が行われることがありますので、今後、パンフレットの活用等により、保安林制度について広く周知することとします。

#### 3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

#### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとします。

#### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、 当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕 獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進 することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとします。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

#### 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病害虫の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し野ねずみを含む森林病害虫の早期発見及び対処に努めます。特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の地上散布等適切な防除措置を取るとともに、既に被害を受け感染源となるおそれのあ

る松林については、樹種転換を推進します。

#### (2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切な対応を促進します。

## (3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、防火線、防火樹帯等の設置を促進するとともに、森林施業を行う事業体 等に対し呼びかけを行う等、林野火災予防の意識の啓発に努めることとします。

また、森林病害虫の駆除等のために行う火入れについては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い実施するものとします。

#### (4) その他必要な事項

森林所有者等による巡視等を促すことで、日常的に森林の保護が図られるよう努めることとします。

#### 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

#### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつその森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。また、区域の設定にあたっては、保健保安林等を優先するものとします。

#### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐や除伐等の保育を積極的に行うものとします。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の 実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。 また、施設に係る建築物 の高さを自然との調和の観点から平均樹高以下とするため、対象森林を構成する立木の期待平均樹 高(その立木が標準伐期齢に達した時に期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあっ ては、その樹高)を定めるものとします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境に配慮しながら、森林の保全と併せて森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

# 第6 計画量等

# 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位:千㎡

区分		総数			総数 主伐		間伐			
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数		1, 574	1,508	66	728	663	66	846	846	
	前半5ヵ年	686	662	24	265	241	24	421	421	-

# 2 間伐面積

単位: ha

区分		間伐面積
総数		5, 465
Ī	前半5ヵ年	2, 782

# 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位: ha

区分		人工造林	天然更新
総数		1, 104	498
	前半5ヵ年	423	184

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

室戸市 単位 (延長:m 面積:ha) 開設/ うち前半5 対図番 路線名 備考 種 類 区分 延長及び箇所数 利用区域面積 年分 拡張 号 <u>4, 0</u>00 開設 自動車道 小川 (I) 1,064 0 開設 自動車道 材木谷 900 195 2 3 4 開設 自動車道 尾崎 2, 400 302 入木 開設 自動車道 2,400 269 開設 自動車道 広尾 3, 200 342 (5) 上の内線 拡張 自動車道 309 0 (橋梁改良) 1 箇所 拡張 河内線 自動車道 556 0 (橋梁改良) 1 箇所 拡張 自動車道 西郷線 154 (橋梁改良) 1 箇所 拡張 自動車道 大平舟場 3 箇所 1, 119 3,000 (舗装) (法面保全) 箇所 3 (橋梁改良) 2 箇所  $\bigcirc$ (局部改良) 3 箇所 拡張 自動車道 羽根 2, 137 0 1 箇所 (舗装) 5,000 (法面保全) 箇所 5 (局部改良) 箇所 5 拡張 自動車道 東又佐喜浜 1, 266 0 2 箇所 5,000 (舗装) (法而保全) 笛所 5 (局部改良) 箇所 拡張 自動車道 小川 1 箇所 1,064 (舗装) 3,000 (法面保全) 3 箇所 (局部改良) 3 箇所 尾崎 拡張 自動車道 302 (幅員改良) 1 箇所 5 路線 開設 計 12,900 m 路線 8 舗装 7 箇所 16,000 m 拡張 計 局部改良 16 箇所 橋梁改良 5 箇所 法面保全 16 箇所 幅員改良 箇所

単位(延長:m 面積:ha) 安芸市 うち前半5 開設/ 対図番 区分 種 類 路線名 延長及び箇所数 利用区域面積 備考 拡張 年分 号 1 開設 自動車道 畑山仲木屋 3,000 1,724 江川別役 畑山奥西川 開設 自動車道 林業専用道 2 12, 120 1,618 自動車道 拡張 1,697 (局部改良) 0 箇所 (橋梁改良) 3 箇所 (トンネル改良) 1 箇所 拡張 大磯 762 0 自動車道 (橋梁改良) 2 箇所 自動車道 拡張 1 箇所 0 (舗装) 正藤 2,000 744 (局部改良) 箇所 0 2 路線 開設 計 15, 120 m 3 路線 舗装 1 箇所 拡張 計 2,000 m 橋梁改良 5 箇所 トンネル改良 1 箇所

東洋町							単位(延長	: m 🚡	<u> </u>
開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇	所数	利用区域面積	うち前半5 年分	対図番 号	備考
開設	自動車道		真砂瀬	4600		317	_	1	
開設	自動車道		樫地	900		499	_	2	
開設	自動車道		別役	800		286	_	3	
開設	自動車道		杉谷	1500		67	_	4	
開設	自動車道		鴻ヶ峰	1500		37	_	5	
開設	自動車道		押野	4500		945	_	6	
拡張	自動車道		甲浦			6	0		
	(橋梁改良)			1	箇所				
拡張	自動車道		河内			569	0		
	(橋梁改良)			2	箇所				
拡張	自動車道		角廻			91	0		
	(橋梁改良)			1	箇所				
	目目⇒几	⇒l.		6	路線				
	開設	計		13, 800	m				
	拡張	<b>計</b>		3	路線				
	1)公)及	百 日	橋梁改良	4	箇所				

奈半利町	•					単位(延長	: m 直	<u> </u>
開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数		うち前半5 年分	対図番 号	備考
開設	自動車道		花田	1,650	75	_	1	
開設	自動車道		改谷	2,500	81	_	2	
開設	自動車道		須川	5,600	445	_	3	
開設	自動車道		立花	2,000	121	_	4	
	開設	計		4 路線				
	用政	FI.		11, 750 m				

単位(延長:m 面積:ha) 田野町 開設/ うち前半5 対図番 備考 種 類 区分 路線名 延長及び箇所数 利用区域面積 年分 号 拡張 自動車道 高田 拡張 94 1 箇所 1,349 (舗装) 1 路線 1 箇所 1,349 m 舗装 拡張 計

安田町							単位(延長	: m 🚡	ī積:ha)
開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇	所数	利用区域面積	うち前半5 年分	対図番 号	備考
開設	自動車道		中芸北上	2,980		311	0	1	
開設	自動車道		神峯	1,000		59		2	
開設	自動車道		西峯北上	11,000		53		3	
開設	自動車道		板木	1,000		296	_	4	
開設	自動車道		和田釜屋敷	1,000		37	_	⑤	
開設	自動車道		小川与床	1,000		30	_	6	
開設	自動車道		前久保	1,000		30	_	7	
拡張	自動車道		中芸北上	1	箇所	311	0		
	(舗装)			5,000					
拡張	自動車道		内京坊			85	_		
	(幅員改良)			1	箇所				
拡張	自動車道		西ノ川			58	_		
	(幅員改良)			1	箇所				
	目目⇒几	計		7	路線				
	開設	īТ		18, 980	m				
				3	路線				
	拡張	計	舗装	1	箇所				
	177,775	〒1		5, 000	m				
			幅員改良	2	箇所				

北川村 単位(延長:m 面積:ha) 開設/ うち前半5 対図番 種 類 区分 路線名 延長及び箇所数 利用区域面積 備考 拡張 年分 号 開設 1 自動車道 泉 1100 144 ② ③ 開設 自動車道 島日浦 1000 579 開設 自動車道 平鍋 1000 192 0 拡張 自動車道 泉 箇所 1 144 (舗装) 1100 拡張 自動車道 島日浦 1 箇所 579 (舗装) 1000 0 拡張 自動車道 上杉 箇所 178 1 (舗装) 1000 拡張 自動車道 オソ谷 箇所 80  $\bigcirc$ 1 (舗装) 500 西谷朝日出 拡張 自動車道 1,019 (局部改良) 5 箇所 拡張 0 自動車道 宗ノ上 1 箇所 158 3900 (舗装) 久保裏 拡張 自動車道 1 箇所 1,019 (舗装) 2499 3 路線 開設 計 3, 100 m 路線 7 舗装 6 箇所 拡張 計 9,999 m 局部改良 5 箇所

馬路村 単位(延長:m 面積:ha) 開設/ うち前半5 対図番 種 類 区分 路線名 延長及び箇所数 利用区域面積 備考 拡張 年分 号 押谷 開設 1 自動車道 2,000 219 船ヶ久保 小石川 2, 750 6, 300 0 ② ③ 開設 自動車道 125 開設 自動車道 390 開設 自動車道 滝野 4,500 338 4 0 開設 自動車道 2, 250 100 宮ノ首 (5) 拡張 自動車道 城山栃谷 1 箇所 106 0 (舗装) 1,000 (幅員改良) 箇所 1 2 箇所 (橋梁改良) 拡張 自動車道 門屋 37 0 (幅員改良) 1 箇所 0 拡張 林業専用道 亀谷小石川 自動車道 330 (法面保全) 箇所 朝日出 拡張 自動車道 57  $\bigcirc$ 1 箇所 (舗装) 500 (橋梁改良) 箇所 北路 0 拡張 142 自動車道 1 箇所 (舗装) 700 拡張 自動車道 西谷朝日出 1 箇所 619  $\bigcirc$ (舗装) 1,500 拡張 河平宿の谷 114 0 自動車道 (橋梁改良) 1 箇所 5 路線 開設 計 17,800 m 7 路線 舗装 4 箇所 3,700 m 拡張 計 橋梁改良 4 箇所 法面保全 1 箇所 幅員改良 箇所

芸西村						単位(延長	: m 📠	<u> 積:ha)</u>
開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5 年分	対図番 号	備考
拡張	軽車道 (橋梁改良)		赤野川線	3 箇所	1,926	0		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		赤野川線	3 箇所	1,926	0		
	拡張	計	橋梁改良	2 路線 6 箇所				

安芸計画区 計

開設	32	路線	93, 450	m		
拡張	34	路線	38, 048	m	88	箇所

# 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

	面 ‡	責		
保安林の種類		前半5カ年の 計画面積	備	考
総数 (実面積)	21, 933	20, 683		
水源かん養のための保安林	3, 153	3, 153		
災害防備のための保安林	19, 026	17, 776		
保健、風致の保存等のための保安林	1, 302	1, 302		

- 注1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源かん養のための 保安林等の内訳の合計に一致しません。
- ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積·ha

								单位	血積:ha	
+14.44					森 林 の 所 在	面積	į	化ウコは細心ない		
指定 解除別	種 類	Ħ	可可	村	区域 (林班番号)	号) 前半5カ年 の計画面積 要とする理由			備考	
指定	土砂流出 防備保安 林		戸	市	16, 32, 42, 4853, 111, 131, 141, 142, 143, 146, 171, 187, 188	278	170			
		安	共	市	4, 19, 20, 25, 38, 40, 45, 110, 111, 149, 168, 200, 204, 206, 211, 212, 238, 240, 242, 263, 264, 318, 319, 320, 333	196	120			
		東	洋		7, 9, 23, 24, 34, 43, 49, 51, 52, 53, 56	269		災害の防備の目的		
		奈	半利	」町	9, 18, 22	155		を達成するため必 要がある森林につ いて指定します。		
		安	田	町	2, 10, 13, 23, 24, 25, 31, 36	491	300			
		北	JII	村	24, 25, 36, 41, 48, 49, 56, 107, 109	516	316			
		馬	路	村	6, 16, 19, 23, 24, 25, 26, 32	769	470			
		芸	西	村	5, 12, 16, 24	543	332			
	計					3, 217	1, 967			

# ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

		指定施業要件の整備区分							
種類	伐採の方法の 変更	皆伐面積の変更	択伐率の変更	間伐率の 変更	植栽の 変更				
水源かん養のため の保安林	0	0	709	1, 269	711				
災害防備のための 保安林	0	0	4, 668	11, 113	4, 668				
保健、風致の保存 等のための保安林	0	0	451	1, 074	451				

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 該当なし
- (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

					平匹 地区
森林の	治山事	業施工地区数		_	
市町村	区域		前半5カ年の計 画地区数	主な工種	備考
室戸市	中の川 他	14	7	渓間工、山腹	
安芸市	別役 他	18	9	工、本数調整伐	
東洋町	押野 他	4	2		
奈半利町	加領郷 他	4	2		
田野町	立岡 他	2	0		
安田町	小川 他	10	5		
北川村	大谷 他	8	4		
馬路村	馬路 他	10	5		
芸西村	西分 他	2	1		
合	計	72	35		

6 **要整備森林の所在及び面積並びに実施すべき施業の方法及び時期** 該当なし

# 第7 その他必要な事項

# 1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積

単位 <u>面積:ha</u> 森林の所在 種類 面積 備考 市町村 区域 22, 26, 32, 33, 38, 39, 43, 49, 115, 129, 184, 216, 2 室戸市 753.50 108, 116120, 206, 229, 232, 236, 238, 239, 241243 安芸市 1, 275. 47  $247^{2}49, 251^{2}60, 294, 322, 328$ 奈半利町 23, 07 水源かん養 安田町 4, 5, 23, 25 2.87 保安林  $9, 43, 44, 46, 47, 52^{5}6, 77, 80, 81, 84, 88, 95, 96,$ 北川村 885, 58  $3^{\circ}5, 7, 8, 10^{\circ}13, 15, 18^{\circ}20, 22^{\circ}27, 29^{\circ}32, 34, 42$ 馬路村 203.40 計 3, 143. 90 1~3, 7~40, 42~133, 135~140, 142~156, 160~191, 1 室戸市 7, 209, 72  $93^{\sim}195, 202^{\sim}223$  $4, 17^{2}1, 23, 26^{3}0, 37^{4}4, 52, 53, 55^{6}0, 69^{7}2,$  $74^{\circ}90, 94, 95, 105, 106, 108^{\circ}116, 120^{\circ}123, 127^{\circ}1$ 44, 146~154, 158, 159, 163, 167, 168, 173, 174, 17 安芸市 6, 177, 179, 180, 182, 184<sup>2</sup>188, 195, 201<sup>2</sup>11, 218 3,638.04 , 220, 230, 233<sup>2</sup>246, 252, 253, 260<sup>2</sup>262, 269, 282, 284~293, 295, 300, 303~307, 309, 310, 314, 315, 3  $17^{\circ}320, 322^{\circ}327, 330^{\circ}332$ 土砂流出  $1^{7}$ ,  $9^{11}$ ,  $13^{37}$ , 39, 42, 43,  $45^{53}$ , 61, 64, 66, 69防備 東洋町 1, 378. 95 ~71 保安林 奈半利町  $2^{\sim}7, 9, 10, 14, 18, 20^{\sim}22$ 377.82 田野町  $1.3^{\circ}5$ 31. 76 安田町 2~27, 29~35, 37~42, 45, 46, 48 618.06 1~4, 6~8, 10~12, 14, 15, 17~19, 21, 22, 24, 28~34,  $36, 37, 39^{\circ}44, 46^{\circ}48, 52^{\circ}56, 59, 63, 64, 67, 72, 76$ 北川村 1, 183, 38 , 79, 80, 85, 87, 91<sup>~</sup>94, 98, 104, 107, 109  $1^{\sim}11, 13^{\sim}19, 24^{\sim}30, 32^{\sim}37, 41^{\sim}53, 55$ 馬路村 1, 165. 96 芸西村 **|**5, 6, 8~11, 15, 16, 18~21, 23~25 115.95 15, 719.63 計 室戸市 76,142 8.64 安芸市 6,10,11 土砂崩壊 0.13 防備 奈半利町 | 22 0.28 保安林 安田町 6,11,18 10.60 19.66 室戸市 207 4.00 防風 奈半利町 13 15.00 保安林 19.00

(次項に続く)

単位 面積: h a

			甲位 面積	: h a
種類		森林の所在	面積	備考
1至大只	市町村	区域	四有	l http://j
	室戸市	75, 96, 97, 111, 144, 146 <sup>1</sup> 48, 158, 207	21. 14	
	安芸市	1	2. 22	
)#11 <del>                                    </del>	東洋町	53, 56, 59	9.04	
潮害防備	奈半利町	2	0. 18	
保安林	安田町	21	4. 42	
	芸西村	1, 21	13. 48	
	計	1, 21	50. 49	
	東洋町	47, 48		
干害防備	安田町		14. 41 64. 60	
保安林		1, 3, 4, 12, 13		
	計	0.05	79. 01	
	室戸市	2, 97	10. 46	
魚つき	安芸市	3, 20, 21	4. 05	
保安林	東洋町	57, 60, 70	13. 25	
	芸西村	1	0.31	
	計		28. 07	
	室戸市	142	8. 40	
航行目標	安芸市	24	0. 54	
保安林	芸西村	21	0. 02	
1 1100	計		8. 97	
	室戸市	23, 24, 24, 47, 48 <sup>5</sup> 1, 53, 55, 68, 70, 72 <sup>7</sup> 8, 80, 81, 83, 85, 93, 93 <sup>9</sup> 6, 99, 132, 142, 173	56. 72	
保健	安芸市	47, 50, 51, 53, 56, 314, 315	33. 40	
保安林	北川村	109, 110	0. 02	
	<u>和加州</u> 計	103, 110	90. 14	
日本八田				
国定公園 特別保護	室戸市	142	8. 04	
地区			8. 04	
国定公園 第1種	室戸市	142	28. 45	
特別地域	計		28. 45	
国定公園	室戸市	96, 132, 141, 143, 147	325. 62	
第2種	東洋町	60, 70	9.60	
特別地域	計		335. 22	
国定公園	室戸市	132, 141, 143, 147	1, 042. 52	
第3種	東洋町	1°7, 56, 57, 59, 60, 69°71	402. 08	
特別地域	計	2 .,,,,,	1, 444. 60	
14/34-6-90	室戸市	96, 114, 142, 179	52. 47	
	安芸市	25, 111, 162, 193, 197, 200, 314	67. 46	
	東洋町	22, 23, 51, 53, 70	36. 91	
史跡名勝	奈半利町			
天		3, 4	5. 12	
八然記忍物	安田町	7, 45, 47	19. 99	
	北川村	5, 99, 109	27. 65	
	芸西村	1, 8, 16, 20	18. 55	
	計		228. 15	

# (2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

森林法及びその他の法令で立木伐採の制限を受けている森林の施業方法は、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限林の目標達成に支障を及ぼさない範囲で森林の生産力の向上を図ることを旨として、その種類ごとの施業方法について、一般的事項を次のとおり定めます。

種類	施業方法
水源かん養	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業
保安林	の施行地等の森林で、土砂が崩壊・流出するおそれがあると認められるもの及び伐
	採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐
	(その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐)とする。
	2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
	3 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、
	2 0 ha 以下とする。
土砂流出	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著
防備保安林	しく土砂が流出するおそれがあるものと認められる森林にあっては、禁伐とする。
	2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。
	3 その他の森林については、択伐とする。
	4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、
	1 0 ha 以下とする。
土砂崩壊	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著
防備保安林	しく土砂が崩壊するおそれがあるものと認められる森林にあっては、禁伐とする。
	2 その他の森林にあっては、択伐とする。
防風保安林	1 林帯の幅が狭小な森林(その幅が概ね20m未満のものをいう。)、その他林況
	が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがある
	と認められる森林にあっては、択伐とする。
	その程度が特に著しいと認められるもの(林帯について、その幅が概ね10m未
	満のものをいう。)にあっては、禁伐とする。
	2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害•潮害防	
備保安林	おそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。
	2 その他の森林にあっては、択伐とする。
干害防備	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が
保安林	流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地におけ
	る成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が
	特に著しいと認められるものにあっては、禁伐)とする。
	2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。

種 類	施業方法
魚つき	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認めら
保安林	れる森林にあっては、禁伐とする。
	2 魚つきの目的に係る海洋・湖沼等に面していない森林にあっては、伐採種を定め
	ない。
	3 その他の森林にあっては、択伐とする。
航行目標	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認めら
保安林	れる森林にあっては、禁伐とする。
	2 その他の森林にあっては、択伐とする。
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認めら
	れる森林にあっては、禁伐とする。
	2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点か
	らの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。
	3 その他の森林にあっては、択伐とする。
	4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、
	1 Oha 以下とする。
風致保安林	1 風致の保存のために特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐とする。
	2 その他の森林にあっては、択伐とする。
国定公園特	1 立木の伐採を禁止する。
別保護地区	
国定公園	1 立木の伐採を禁止する。
第一種	ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。
特別地域	2 単木択伐は次により行う。
	ア 伐期齢は標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。
	イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
国定公園	1 主伐の方法は、択伐とする。
第二種特別	ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができる。
地域	2 公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改
	良林分及び薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。
	3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。
	4 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%
	以内とする。
	5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
	ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。
	イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。
	この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
	ウ 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行わ

h	ろ	£\	$\mathcal{O}$	でな	いい	~	上	_
40	٠.م		V /		. v			$\cap$

種類	施業方法
	77 77 17
国定公園	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものと
第三種特別	する。
地域	
県立自然	1 立木の伐採を禁止する。
公園第一種	ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。
特別地域	2 単木択伐は、次により行う。
	ア 伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。 (横浪5年)
	イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とする。 (横浪60%)
県立自然	1 主伐の方法は、択伐とする。
公園第二種	ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐することができる。
特別地域	2 公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改
	良林分及び薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。
	3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。
	4 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%(横浪60%)以内とし、薪炭
	林においては60%以内とする。
	5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
	ア 一伐区の面積は、2ha 以内とします。
	イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。
	この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
	ウ 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われ
	るものでないこと。
県立自然	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。
公園第三種	
特別地域	
史跡名勝	1 現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所管官庁の
天然記念物	許可を受けなければならない。
に係る森林	
ייין אלעל פייין	

# 2 その他必要な事項

該当なし。

# 参考資料

### 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

_			単位 (面積	漬: h a	比率:%)
区分	区域面積		森林面積		森林率
区刀	1	総数②	国有林	民有林	②÷①×100
高知県	710, 288	593, 955	126, 030	467, 925	84%
安芸計画区総数	112, 847	100, 361	30, 422	69, 939	89%
室戸市	24,822	21, 585	1,054	20, 531	87%
安芸市	31,716	28, 142	6, 229	21, 913	89%
東洋町	7, 402	6, 391	988	5, 403	86%
奈半利町	2,837	2, 148	653	1, 495	76%
田野町	653	299	0	299	46%
安田町	5, 236	4, 255	300	3, 956	81%
北川村	19,673	18,631	9, 293	9, 338	95%
馬路村	16, 548	15, 980	11, 906	4,074	97%
芸西村	3,960	2,931	0	2, 931	74%

- 注)1. 区域面積は、令和4年4月1日時点の全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)。 2. 森林面積は民有林は令和4年度のデータ。国有林は令和3年度末のデータ。 3. 総数は、端数処理のため内訳と一致しない。

## (2)地況

## 気候

観測地			気温(℃)			年間降水量	最高積雪量	主風の
(観測所名)	最高	(最高月)	最低	(最低月)	平均(日)	(mm)	(cm)	方向
室戸市 (室戸岬)	32. 0	8月	-0.6	1月	17. 0	2,657	_	東北東
室戸市 (佐喜浜)				1	_	3, 680	_	=
馬路村 (魚梁瀬)	1	1		ĺ	_	5, 271	_	_
田野町 (田野)			_	1	_	2, 421	_	_
安芸市 (安芸)	34. 5	8月	-2. 2	1月	17. 7	2, 257	_	北
平均	33. 3		-1. 4		17. 4	3, 257		

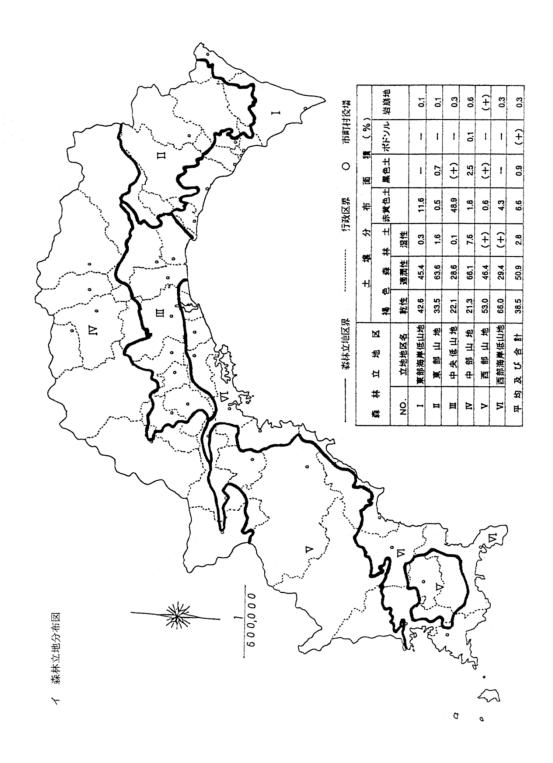
- 注) 1. 令和4年度 気象庁データによる。主風の方向は最多風向(16方位)
  - 2. その他は、月及び年の平均。

# (3) 土地利用の現況

					単位 (田	傾:na丿
区分	区域面積	森林面積		農地		その他
四月	総数		総数	うち田	うち畑	総数
高知県	710, 288	593, 955	27, 038	20, 419	6,617	89, 295
安芸計画区総数	112,851	100, 361	3, 027	2, 246	781	9, 463
室戸市	24, 822	21, 585	691	473	218	2, 546
安芸市	31, 716	28, 142	968	791	177	2,606
東洋町	7, 402	6, 391	198	130	68	813
奈半利町	2,837	2, 148	150	125	25	539
田野町	653	299	121	109	12	233
安田町	5, 236	4, 255	285	224	61	696
北川村	19,673	18,631	244	97	147	798
馬路村	16, 548	15, 980	65	17	48	503
芸西村	3,960	2,931	305	280	25	724

- 注)1. 区域面積は、令和4年4月1日時点の全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)。 2. 森林面積は民有林は令和4年度のデータ。国有林は令和3年度末のデータ。 3. 農地面積は、平成30年~令和元年農林水産統計年報(農林水産省)。

  - 総数は端数処理のため内訳と一致しない。



# (4) 産業別生産額

単位(金額:百万円)

区分	総生産額		第17		笠 の 歩 产 类	第3次産業	
<b>△</b> 万	松生连領	計	農業	林業	水産業	弗 Z 伙 生 来	<b>第3</b>
高知県	2, 464, 567	87, 618	61,060	9,066	17, 492	369, 282	1,862,520
安芸計画区総数	156, 029	17, 081	11, 146	1, 275	4,660	38, 292	99, 776
室戸市	40, 597	4, 948	1, 222	218	3, 508	11, 127	24, 293
安芸市	56, 768	5, 632	4, 938	390	304	9, 327	41, 489
東洋町	5,860	855	144	91	620	1, 313	3,659
奈半利町	9,047	495	398	15	82	2, 559	5, 942
田野町	8, 954	520	481	3	36	894	7, 489
安田町	9,082	1, 214	1, 123	52	39	4, 390	3, 427
北川村	8, 947	828	465	356	7	4, 947	3, 121
馬路村	5,035	326	191	121	14	2, 649	2,032
芸西村	11,739	2, 263	2, 184	29	50	1,086	8, 324

- 注)1. 令和元年度市町村経済統計書。 2. 総生産額は、輸入税、その他・帰属利子等の関係から、内訳と一致しない。

# (5) 産業別就業者数

単位 (人)

区分	総数		第1巻		笠 9 歩 产 类	第3次産業	
<b>四</b> 刀	市心女人	計	農業	林業	水産業	<b>分 2 </b>	<b>分り</b> ひた未
高知県	344, 704	34, 801	28, 867	2, 590	3, 344	58, 334	251, 569
安芸計画区総数	21, 375	5, 818	4, 754	276	788	3, 190	12, 367
室戸市	4, 879	1,044	446	68	530	830	3,005
安芸市	8, 493	2, 399	2, 228	99	72	1, 133	4, 961
東洋町	951	236	110	21	105	184	531
奈半利町	1, 382	236	175	16	45	235	911
田野町	1, 271	226	200	14	12	227	818
安田町	1, 252	463	440	14	9	143	646
北川村	652	235	216	17	2	105	312
馬路村	512	157	134	23		107	248
芸西村	1, 983	822	805	4	13	226	935

注) 令和2年国勢調査による。

人口増減 (H27~R2)

単位 (人)

			平世 (八)
区分	増 △減	R 2	H 2 7
高知県全体	△ 36, 749	691, 527	728, 276
安芸計画区総数	$\triangle 5,247$	43, 666	48, 350
室戸市	△ 1,782	11, 742	13, 524
安芸市	△ 1,334	16, 243	17, 577
東洋町	△ 390	2, 194	2, 584
奈半利町	△ 292	3,034	3, 326
田野町	△ 235	2, 498	2, 733
安田町	△ 261	2,370	2,631
北川村	△ 148	1, 146	1, 294
馬路村	△ 78	745	823
芸西村	△ 164	3, 694	3,858

- 注) 令和2年国勢調査による。
- 2 森林の現況 (1) 特定保安林の指定状況 該当なし

# (2) 荒廃地等の面積

単位(()書:箇所数 裸書被害面積:ha)

				小目以口四(g·na/							
区分	山地災害危険地区										
	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計							
総数	(767) 2, 510. 0	(529) 756. 2	0 0.0	(1, 296) 3, 266. 2							
室戸市	(262) 721.0	(197) 205. 6	0 0.0	(459) 926.6							
安芸市	(166) 709.0	(92) 202. 9	0 0.0	(258) 911.9							
東洋町	(53) 195. 0	(49) 70.6	0 0.0	(102) 265.6							
奈半利町	(15) 30.0	(17) 26. 5	0 0.0	(32) 56. 5							
田野町	(6) 13.0	(4) 2.3	0 0.0	(10) 15.3							
安田町	(59) 129. 0	(36) 43. 1	0 0.0	(95) 172.1							
北川村	(108) 379.0	(65) 148. 6	0 0.0	(173) 527.6							
馬路村	(80) 270.0	(51) 43.8	0 0.0	(131) 313.8							
芸西村	(18) 64.0	(18) 12.8	0 0.0	(36) 76.8							

# 注) 治山林道課資料

# (3) 森林の被害

単位 (面積:ha)

被害の種類		火災		木	公くいり	Ł.	カシ	ノナカ゛キク・	イムシ	里	野ウサギ	ギ		シカ	
年度	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3	元	2	3
総数	17.47	0.00	0.00	26.00	28.00	29.00	207. 55	359. 99	19.17	0.00	0.00	0.00	6.96	9.85	8. 25
室戸市				2.00	2.00	3.00	159. 70	317. 65	4.02						
安芸市					2.00	2.00								5.85	5.85
東洋町				4.00	4.00	4.00	47.85	34. 41							
奈半利町								2.48	0.19						
田野町								2.21	0.32						
安田町				8.00	8.00	8.00			0.39						
10/11/	17.47							3. 24	14.05				4.40	1.60	
馬路村									0.20				2.56	2.40	2.40
芸西村				12.00	12.00	12.00									

# 注) 木材増産推進課資料

# 3 林業の動向 (1)保有山林面積規模別経営体数

単位:経営体

市区町村名	計	保有山林なし	1 ~ 3 ha 未 満	3 ~ 5 ha 未 満	5 ~ 10ha 未 満	10 ~ 50ha 未 満	50ha以上
室戸市							
安芸市	9		1			3	5
東洋町							
奈半利町	3				1		2
田野町							
安田町							
北川村	3			1		1	1
馬路村	7			1		4	2
芸西村							
安芸計画区計	22	0	1	2	1	8	10

# 注)2020年農林業センサス結果

(2) 森林経営計画の認定状況 単位(面積: h a)

区分	森林経営計画 面積	備考
総数	5, 670	
室戸市	1, 644	
安芸市	2, 211	
東洋町	172	
奈半利町	174	
田野町	0	
安田町	58	
北川村	672	
馬路村	739	
芸西村	0	

# 注) 森づくり推進課資料(令和4年3月31日時点)

(3)経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市区町村名		管理権	経営管理	備考	
	件数	面積	件数	面積	7朋45
総数	_	-	-	-	
室戸市	-	-	-	_	
安芸市	_	-	-	-	
東洋町	-	_	-	-	
奈半利町	-	_	-	-	
田野町	_	-	-	-	
安田町	-	_	-	-	
北川村	-	_	_	-	
馬路村	_	-	-	-	
芸西村	-	_	_	-	

# (4)森林組合及び生産森林組合の現況 森林組合

<u>森杯組台</u>	
市町村別	管轄森林組合名
総数	3
室戸市	芸東森林組合
安芸市	高知東部森林組合
東洋町	芸東森林組合
奈半利町	高知東部森林組合
田野町	高知東部森林組合
安田町	高知東部森林組合
北川村	高知東部森林組合
馬路村	馬路村森林組合
芸西村	高知東部森林組合

	組合員所有森林 面積(ha)	払込済出資金 (千円)	常勤役職員数(人)	作業員数(人)
馬路村森林組合	3, 100	101, 854	10	17
芸東森林組合	20, 922	85, 973	10	17
高知東部森林組合	29, 185	129, 458	12	35
高知県平均	15, 387	90, 074	12	27

生産森林組合

土生米外社	ᄔᆜ					
市町村別		•	-	上産森林組合	夕	
総数	28			C/生林/朴祖 ロ	11	
室戸市	10	吉良川第二 大谷	黒見 西谷	地極谷 吉良川第一	室戸市浮津三番町 領家	奈良師 東川東平
安芸市	2		安芸市畑山			
東洋町	1	中村				
奈半利町	1	奈半利町郷分				
安田町	2	長岡第二	徳王寺			
北川村	8	北川村宗ノ上第一 プ 加茂灰焼ヶ窪 カ	北川村谷山 加茂楢ノ木山	北川村宗ノ上第二 加茂所林	久府付	加茂二子谷
馬路村	4	馬路	馬路村魚梁瀬	馬路村青年	馬路村第一	

- 注) 1. 生産森林組合については、事業箇所が安芸計画区にあるものについて記載。 2. 森づくり推進課資料

(5) 林業事業体等の現況

単位 (事業体数)

区分	造林業	素材生産業	原木市場	木材·木製 品製造業	備考
総数	26	9	1	6	
室戸市	2	1	0	0	
安芸市	9	4	0	3	
東洋町	2	0	0	0	
奈半利町	3	0	1	1	
田野町	0	0	0	0	
安田町	0	0	0	0	
北川村	3	1	0	0	
馬路村	7	3	0	2	
芸西村	0	0	0	0	

- 注)1. 造林業は2020年農林業センサス結果、素材生産業は森づくり推進課資料、 木材・木製品製造業(従業者4人以上)については令和元年度高知県の工業であり、 それぞれ重複を含む場合がある。 2. 原木市場は木材産業振興課資料

(6) 林業労働力の概況

単位(員数:人)

(0) 有条分割分の機能		五成27年度	末	4	う和2年度末		増△減	
区分	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	192	21	213	202	29	231	10	8
室戸市	56	18	74	52	18	70	$\triangle$ 4	0
安芸市	76	0	76	75	8	83	$\triangle$ 1	8
東洋町	14	2	16	21	2	189	7	0
奈半利町	9	1	10	11	1	12	2	0
田野町	4	0	4	4	0	4	0	0
安田町	6	0	6	10	0	10	4	0
北川村	16	0	16	16	0	16	0	0
馬路村	7	0	7	8	0	8	1	0
芸西村	4	0	4	5	0	5	1	0

- 注) 平成28年度・令和3年度林業労働力調査。
  - (7) 林業機械化の概況・高性能林業機械の導入状況

(ア) 林業機械化の概況

単位(台数:台)

区分	集材機	小型 運材車	クレーン類	掘削系 ショベル類	動力系 枝打機	小計
総数	57	5	12	2	0	76
室戸市	2	0	5	0	0	7
安芸市	22	0	2	3	0	27
東洋町	0	0	0	0	0	0
奈半利町	0	0	0	0	0	0
田野町	0	0	0	0	0	0
安田町	0	0	0	0	0	0
北川村	0	0	0	0	0	0
馬路村	8	0	2	0	0	10
芸西村	0	0	0	0	0	0

注) 令和3年度林業機械器具調査(令和3年3月31日時点)

(イ) 高性能林業機械の導入状況

単位(台数:台)

区分	フ <sup>°</sup> ロセッサー	ハーヘ゛スタ	フォワータ゛	タワーヤータ゛	スインク゛ヤータ゛	ク゛ラッフ゜ <i>ル</i> ソー	小計
総数	20	4	14	0	14	0	52
室戸市	1	2	0	0	2	0	5
安芸市	11	0	10	0	4	0	25
東洋町	0	0	0	0	0	0	0
奈半利町	0	0	0	0	0	0	0
田野町	0	0	0	0	0	0	0
安田町	0	0	0	0	0	0	0
北川村	4	1	2	0	5	0	12
馬路村	4	1	2	0	3	0	10
芸西村	0	0	0	0	0	0	0

注) 令和3年度林業機械器具調査(令和3年3月31日時点)

### (8) 作業路網等の整備の概況

単位 (面積: ha 延長: m 密度: m/ha)

区分	民有林面積	林道延長	林道密度	公道延長	道路密度	作業道等 延長	林内路網 密度
総数	69, 939	344, 560	4.9	517, 500	12. 3	612, 715	21. 1
室戸市	20, 531	93, 692	4.6	99, 500	9.4	306, 037	24. 3
安芸市	21, 913	83, 250	3.8	153, 800	10.8	179, 550	19.0
東洋町	5, 403	22, 937	4. 2	59, 400	15. 2	23, 583	19.6
奈半利町	1, 495	3, 754	2. 5	27,600	21.0	9, 144	27. 1
田野町	299	400	1.3	1,900	7. 7	0	7. 7
安田町	3, 956	17, 792	4. 5	15, 500	8.4	24, 283	14. 6
北川村	9, 338	53, 504	5. 7	104, 200	16. 9	130, 478	30. 9
馬路村	4,074	59, 707	14. 7	34, 300	23. 1	42, 028	33. 4
芸西村	2, 931	9, 524	3. 2	21, 300	10. 5	0	10. 5

注) 林道延長、公道延長、作業道等延長は治山林道課資料(令和3年度3月31日時点)

### 4 前期計画の実行状況

(1)間伐立木材積その他の伐採立木材積

ア計画と実行状況

単位 (材積:千m3, 実行歩合:%)

	伐採立木材積								
区分	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	265	512	777	189	390	579	71%	76%	75%
針葉樹	229	512	741	184	390	574	80%	76%	77%
広葉樹	31	0	31	5	0	5	16%	_	16%

(2)間伐面積ア計画と実行状況

単位 (面積: ha, 実行歩合: %) 計画 実行 実行歩合 3,561 2,725 77%

# (3)人工造林・天然更新別面積 ア計画と実行状況

単位 (面積:ha, 実行歩合:%)

	総数		人工造林			天然更新			
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
494	370	75%	251	45	18%	243	325	134%	

# (4) 林道の開設又は拡張の数量 ア計画と実行状況

単位 (延長:km, 実行歩合:%)

区分		開設延長		拡張箇所			
区为	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
基幹路網	93	3	3%	38	5	13%	
うち林業専用道	12	0.6	5%	0	0	_	

## (5) 保安林の整備及び治山事業に関する数量

ア保安林の種類別の面積

単位 (面積:ha, 実行歩合:%)

種類		指定		解除			
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源かん養保安林	145	474	327%	1	0.1	_	
土砂流出防備保安林	445	806	181%		0.9	_	
潮害防備保安林	I	0.05	l		2.6	_	
魚つき保安林	_	1	l	1	0.02	_	
保健保安林	_		1	_		_	
計	590	1, 280	217%	_	3. 6	_	

# イ保安施設地区の指定

該当なし

## ウ治山事業

単位 (箇所数:箇所,実行歩合:%)

種類	計画	実行	実行歩合(%)
保全施設	40	35	88%

# (6) 要整備森林の施業の区分別面積 ア計画と実行状況 該当なし

# 5 林地の異動状況(森林計画の対象森林) (1)森林より森林以外への異動

単位 (面積: ha)

				712	(шір іна)
農用地		住宅、別荘、工場等 建設敷地及びその他 の付帯施設	採石採土地	その他	合計
0	0	0	0	47. 30	47. 30

注) 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積で、農用地は、田、畑、樹園地。

# (2)森林以外より森林への異動 単位 (面積:ha)

		1 1-24	(ш, р, т.с.)
原野	農用地	その他	合計
0	0	9. 75	9. 75

注) 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積。

その他 第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

<b>邪1</b> 双	土以(百以)上 以里の日女(中间)	
	主伐(皆伐)上限量の目安	Т
	工队(日队)工队里97日久	
	413	

第2表 持続的伐採可能量(年間) 単位 再造林率:% 材積:千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	413	84	497
90	372		456
80	331		415
70	289		373
60	248		332
50	207	04	291
40	165		249
30	124		208
20	83		167
10	41		125

注)材積は伐採立木材積であり、素材換算材積ではない。

# 安芸地域森林計画書

発 行 高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課

高知市丸ノ内1-7-52

電 話 (088) 821-4574

印刷 有限会社 大久保プリント

高知市越前町1-4-11

電 話 (088) 873-0878

森からはじまる

